

川崎市立東高津小学校いじめ防止基本方針

2026年度

川崎市立東高津小学校 学校運営計画

・教育関係法令
・学習指導要領等
・かわさき教育プラン

学校教育目標
考えよう やってみよう
みんなの本気が明日への一歩

・自分も相手も大切にする子
・夢や希望をもって一生懸命に取り組む子
・自ら学び、自ら考え、互いに高め合う子
・自分らしく健康な子
・地域とつながり貢献する子

今年度の重点目標

A 多様な価値観を認め合い自分も相手も大切にしよう
【人権】

B よりよい人間関係、社会参画、自己実現を目指そう
【児童会】

C 主体的、対話的で深い学びを実現しよう【学習】

D 誰もが自分らしく安心して心身を育む環境をつくろう【指導・支援】

E 安全に地域と共に歩む学校づくりをしよう【情報・安全】

重点にかかると具体的な取組

- ① 子どもたちが安心して学校生活を送ることができるようにするために、人権尊重教育を充実させ、一人一人の自己肯定感や有用感を高め、自信をもって生きていく姿勢や、お互いを尊重する心豊かな子どもを育てる。
- ② 自分のめざす「ひがたかつ子」になるための目標設定や振り返り等を行い、「なりたい自分」を大切に「キャリア在り方生き方教育」の推進を図る。
- ③ 地域体験や異学年交流を通じて、思いやりの心や地域への愛着心を培い、多様性を尊重する心情と態度を育てる。
- ④ 共生＊共育プログラムを推進し、互いに認め合い、助け合い、譲り合う心情と態度を育てる。

- ① よりよい生活を送るために、目標に向かって努力する子どもを育てる。
- ② 「自分が」や「自分たちが」と本気になれる対象を見付け、子どもたちが主体的に考えて行動に移せるように、一人一人の意見を聞いたり、伝えたりする場を設ける。
- ③ 学校生活をより豊かなものにするために、学校や学年、学級といった集団全体を見て、自分ができることをしようとする子どもを育てる。
(実行委員や係活動など)
- ④ 子どもの意見が反映されるように委員会活動やクラブ活動での話し合いを充実させ、連携し合ってより良い学校をつくる場の設定をする。

- ① 社会参画に向けた資質・能力を育成する「探究的な学び」を充実させる。子どもたちが自ら課題を見つけ、考え、表現していく学習のプロセスを大切にします。
- ② 学校教育目標の実現に向けて、協力して教材研究を行い、授業を公開することで互いに学び合い、授業力の向上を目指す。
- ③ 各教科の学習を通じて体験活動や表現活動を充実させていく。
- ④ 学習指導要領に沿って育てたい力を明確にし、その育成を目指す。
- ⑤ 学年ごとに「学び」の視点を持ち、めざす子どもの姿を明確にして取り組む。
- ⑥ 子どもの心身を育む食育の推進、及び、病気や怪我の予防等に関する健康教育を推進する。

- ① いじめ・不登校の早期未然防止に努め、チーム体制での対応を行う。
- ② 個に応じた支援を充実させる。
- ③ 全教職員による児童理解の上に立った児童指導・支援の体制を充実させる。
- ④ 保護者や地域の方が話しやすいように心がけ、全教職員で連携して、教育相談体制の充実を図る。
- ⑤ 外部機関等と協力して、児童理解や教育相談を充実させていく。
- ⑥ 挨拶やきまり、社会のマナー等の大切さを知り、進んで守ろうとする子どもを育てる。

- ① 授業参観や学校・学年行事等を公開し、学校ホームページ、学校・学年だより、懇談会等の充実にも努め、積極的に情報の発信を行う。
- ② 情報機器等の危険を意識して利用する情報モラル教育を家庭・地域と連携して推進する。
- ③ GIGA 端末の管理やルールの整備を適切に行い、子どもたちが情報機器を活用しやすい環境をつくる。
- ④ GIGA 端末の活用の仕方について、教員間で情報共有し、進んで情報機器を使用できるようにする。
- ⑤ 安全な学校生活が送れるように保護者・地域と連携し危機管理意識を高めると共に、子ども自ら命を守る防災・防犯教育を推進する。

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観

的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないこととは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、教務主任、総括教諭、支援教育コーディネーター、副支援教育コーディネーター、養護教諭、学年主任、人権担当、児童指導担当

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・ 学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
- ・ いじめ防止対策年間指導計画の作成
- ・ いじめ防止指導研修会の企画、運営
- ・ いじめ問題に関する資料の管理
- ・ 道德教育との連携
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し

【教育相談】

- ・ 教育相談のねらい・年間計画の作成
- ・ 相談室窓口、相談室の管理、運営
- ・ スクールカウンセラーとの連携

【児童・保護者・地域との連携】

- ・代表委員会との連携
- ・PTA校外委員会との連携
- ・地域教育会議との連携

【関係機関との連携】

- ・警察との連携
- ・児童相談所との連携

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容（校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等）
4	・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について
5	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回効果測定の実施 ・携帯・スマートフォン教室実施
6	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート集約について ・学校生活アンケート結果を受けての対応について 【児童生徒指導点検強化月間】の取組 ・アンケートの分析をもとに、学年および全体での共通理解を図る ・代表委員が中心となり、集会で全校児童にいじめ防止を働きかける。また、代表委員が中心となり、いじめ防止に関係するクイズやスタンプラリーなどを考え、中休みの時間を活用して全児童の理解が深まる活動を実施
7	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施 ・夏休み期間中の対応確認
8	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会
9	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回効果測定の実施
11	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・学校生活アンケート集計について ・学校生活アンケート結果を受けての対応について

1 2	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施
1	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第3回効果測定の実施
2	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映 【学校体制振り返り月間】の取組 いじめ防止の観点から、ピンクシャツデーの取り組みを児童と教職員で一緒に取り組む
3	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・自主的なあいさつ運動

[交流活動の活性化]

- ・ペア学年での活動（名刺交換・6年生による1年生のお手伝いなど）
- ・総合的な学習の時間での様々な地域団体との交流
- ・生活科での栽培活動を通した地域の方との交流
- ・委員会活動（あいさつ運動・スポーツ交流）

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅キャンペーンの実施
- ・年間テーマの設定、掲示

保護者の取組（PTA活動）

- ・広報誌での呼びかけ

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動